

(仮称) 錦麓荘 開発工事にかかる工事入札参加業者募集要項

平成 30 年 2 月 28 日 (水)

社会福祉法人 盛幸会
理事長 吉川 渉

上記の工事に関する制限付一般競争入札を実施する予定ですので、参加を希望する者は「制限付一般競争入札申込書」に必要書類を添付のうえ提出して下さい。なお、当該入札は、提出された書類にもとづき参加資格の審査を行い、資格要件を満たす者を入札に参加させるものです。

1. 入札に付する事項

入札方法	制限付一般競争入札
工事発注者	社会福祉法人 盛幸会 理事長 吉川 渉
募集開始日	平成 30 年 2 月 28 日 (水)
工事名	(仮称) 錦麓荘 開発工事
工事場所	川西市西多田一丁目 73 番 他
工事期限	着工 平成 30 年 3 月 30 日予定 ~ 竣工 平成 30 年 6 月 15 日予定
工事概要	道路拡幅工事、擁壁工事、汚水・雨水排水工事、給水引込工事他 開発工事一式
工事代金支払条件	着手金を工事請負金額の 10%とし、残金を、関係諸官庁の完了検査が終了し、かつ補正工事等が無いことが確認された場合に支払う。
その他	予定価格、最低制限価格 有 (事後公表) 一括下請負は一切認めない

その他、入札については審査結果後に郵送する入札要項書による。

2. 入札に参加する者に必要な資格

単独企業であり、入札参加資格において、次の要件を必ずすべて満たしていること。

- ①地方自治法施行令第 167 条の 4 (昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号) に定める要件に該当しない者
- ②建設業法第 3 条 (昭和 24 年法律第 100 号) による許可を受けている者
- ③入札参加者募集の公告の日から入札を実施するまでの期間において建設業法による営業停止の行政処分等を受けていない者
- ④正常な入札執行を妨げる等の行為を行う恐れがなく及び行わない者
- ⑤法人の役員、若しくはこれらの者の親族 (6 親等以内の血族、配偶者又は 3 等親以内の姻族) が役員に就いている業者など、法人の役員が特別の利害関係を有する業者でない者。

- ⑥川西市内に本店、支店、営業所を設置している者のうち、建築工事にあつては市内格付等級 A・B ランクの者、土木工事にあつてはCランク以上を有する者。その他、兵庫県内又は大阪府内の入札参加資格を有する者で、経営審査事項通知書における建築工事の総合評定値(P)が700点以上、又は土木工事の総合評定値(P)が700点以上である者。
- ⑦建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の審査基準日が1年7カ月以上経過していないこと。又、最新の経営事項審査において建築工事又は土木工事の完成工事高の年平均が「0」でないこと。
- ⑧過去の経営状況において、財務実績の良好な者
- ⑨上記工事概要に示す許可工種に係る主任技術者又は監理技術者を配置すること。
- ⑩前年度の法人税若しくは所得税、固定資産税及び法人市民税若しくは市県民税を滞納していない者。
- ⑪会社更生法に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者(国の資格再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生開始の申立てがなされていない者(開始決定後、国の認定を受けた者は除く。)
- ⑫川西市暴力団排除に関する条例、兵庫県暴力団排除条例、大阪府暴力団排除条例に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- ⑬入札参加者募集の公告の日から入札を実施するまでの期間において川西市入札参加資格者指名停止基準、兵庫県指名停止基準、大阪府入札参加停止要綱に競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

3. 入札参加資格の審査の申請方法

受付期間 平成30年2月28日(水)から平成30年3月7日(水)まで(※土曜・日曜・祝日を除く。)

受付時間 午前10時から午後5時 下記の照会先まで電話のうえ、持参すること。

提出書類 入札に参加しようとするものは、受付期間内に次の書類を提出すること。

- ① 制限付一般競争入札参加申込書
- ② 資格確認調書
- ③ 監理技術者・主任技術者等配置予定届
- ④ 建設業許可証明書
- ⑤ 経営事項審査結果通知書(審査基準日から1年7ヶ月以内のもの)
- ⑥ 法人登記簿謄本
- ⑦ 印鑑証明書
- ⑧ 使用印鑑届
- ⑨ 川西市、兵庫県、大阪府の入札参加資格登録が確認できるもの

申請書類の配布場所 大阪市淀川区東三国1-27-1

及び提出先 (株)藤田建築設計事務所 TEL: 06-6391-0155

質疑応答 入札参加資格に関する質疑は、平成30年3月2日12:00までに、下記設計会社の担当者へEメール(k_tabata@fujita-archi.co.jp)にて送信すること。回答は、同年3月5日15:00までに質疑者に対しEメールにて送信する。

入札資格審査及び結果通知 応募受付後、審査を行い、平成30年3月8日に審査結果をEメールにて通知し、同日に当該計画における設計図書及び入札要項書を郵送する。

4. 入札日

入札日時 平成 30 年 3 月 23 日 (金) 時間 午後 3 時 00 分 開始
入札場所 川西市中央町 12 番 1 号 川西市役所 地下 1 階 B02 会議室

5. 入札時に提出する書類

- ①入札書…下記 6. ③を参照のこと。
- ②工事内訳書（1. の工事概要に記した工事毎の金額）、その他必要な書類

6. 入札の方法等

- ①入札の執行回数は、2 回までとする。
- ②2 回目の最低入札価格が予定価格に達しない場合、最低価格を提示した入札者及び 2 番目以降の最低価格を提示した希望者と協議を行う。
- ③落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に該当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に該当する金額を入札書に記載すること（落札者は、課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること）
- ④入札には、川西市職員が立ち会う。

7. 落札の決定方法

- ①予定価格の範囲で、最低制限価格以上の価格をもって入札した業者のうち最低価格をもって入札した業者を落札者とする。
- ②落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじ引きで落札者を決定する。
- ③落札者が決定した場合は、落札金額及び落札者名並びに落札者以外の入札金額及び入札者名の発表を行う。全ての業者名及び入札金額を公表することとし、最低制限価格に達しない価格で入札した業者については、業者名と最低制限価格を下回ったため無効であることを公表し、入札金額は公表しない。

8. 入札の失格に関する事項

- ①入札に関する条件に違反した入札は失格とする。
- ②入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において入札参加資格を失っている者のした入札は失格とする。
- ③入札当日に不参加であった者。
- ④最低制限価格未満で入札した者。

9. 契約履行の担保

工事請負契約の締結にあたっては、完成保証人の設置、もしくは工事請負業者により履行保証保険契約の締結を行うこと。（定額填補方式に限る）

10. 関係会社の制限

当該入札に参加しようとする者が、次のいずれかの関係に該当する場合、そのうちの1社しか参加できない。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び第4号の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ① 親会社（会社法第2条第3号及び第4号の規定による親会社をいう。以下同じ）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) 以下のいずれかに該当する2者の場合

- ① 組合とその組合員
- ② 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦、親子の関係である場合
- ③ 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ、本店又は、受任者を設けている場合は、その支店、営業所の所在地が、同一場所である場合
- ④ 一方の会社の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社と同一である場合
- ⑤ 一方の会社の本市入札に関わる営業活動を携わる者が、他方の会社と同一である場合

(4) その他制限付一般競争入札の適正さが阻害されると認められる場合

11. 設計会社の制限

当該入札に参加しようとする者が、次の設計会社と10.の各項目に記載する関係に該当する場合、参加できない。

設計会社 ㈱藤田建築設計事務所 （代表職者氏名）藤田 茂信

（住所）大阪府大阪市淀川区東三国 1-27-1 （連絡先）06-6391-0155

12. 支払条件

着手金を工事請負金額の10%とし、残金は、関係諸官庁の完了検査に合格し、かつ補正工事等が無いことが確認された1ヵ月後に支払う。

1 3. その他

- ①応募時提出書類の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。
- ②応募時提出書類は、原則として返却しない。
- ③上記の内容に変更があった場合には、応募者または入札参加者に速やかに通達する。

1 4. 問い合わせ先

社会福祉法人 盛幸会

代理：(株)藤田建築設計事務所 担当 田端克至

電話 06-6391-0155

Eメール k_tabata@fujita-archi.co.jp